

反社会的勢力の排除に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、反社会的勢力の排除に関し必要な事項を定め、会員の業務の適切性及び健全性の確保並びに反社会的勢力の商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第15項に定める取引をいう。以下この規則において同じ。）及び商品先物市場からの排除を図り、もって顧客の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「反社会的勢力」とは、以下に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に定める暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。
- (3) 暴力団準構成員 暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴対法第2条第1号に定める暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれのあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- (4) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- (5) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (7) 特殊知能暴力集団等 前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (8) その他前各号に準ずる者

2 この規則において、「商品先物取引等」とは、法第2条第22項各号に規定する行為のうち、以下に掲げる行為をいう。

- (1) 商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- (2) 外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- (3) 店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

(通則)

第3条 会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で商品先物取引等を行ってはならない。

2 会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。

(基本方針の策定及び公表)

第4条 会員は、反社会的勢力の排除に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表しなければならない。

（反社会的勢力でない旨の確約）

第5条 会員は、初めて商品先物取引等に係る顧客の口座を開設しようとする場合は、あらかじめ、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならない。

（反社会的勢力を排除するための契約の締結）

第6条 会員は、顧客から商品先物取引等の注文を受ける場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。

(1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。

(2) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。

(3) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、会員が契約を継続しがたいと認めたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。

（審査の実施）

第7条 会員は、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客に関し、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否か本会が定める方法による審査又はこれと同等以上の方法による審査をあらかじめ行わなければならない。

2 会員は、本会が定める方法による審査を行うに当たっては、本会が定める事項を遵守しなければならない。

3 会員は、商品先物取引等に係る口座を開設している顧客に関し、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。

4 会員は、第1項、第3項又は次項に定めるほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客に関し反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。

5 会員は、前各項に定めるほか、本会が必要と認める場合は、本会が定める方法による審査を行わなければならない。なお、審査を行うに当たっては、本会が定める事項を遵守しなければならない。

（契約の禁止・関係の解消）

第8条 会員は、前条第1項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と契約を締結してはならない。ただし、商品デリバティブ取引及び商品先物市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

2 会員は、前条第3項から第5項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。

（情報の収集）

第9条 会員は、反社会的勢力に関する情報収集に努めなければならない。

（研修等の実施）

第10条 会員は、役員使用人に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の

管理等について、社内研修を実施するなど、役員使用人の指導教育に努めなければならない。

(社内管理体制の整備)

第11条 会員は、基本方針を実現するための社内規則を制定し、これを役員使用人に遵守させなければならない。

2 会員は、前項に規定する社内規則に基づき、反社会的勢力を排除するための管理体制の整備に努めなければならない。

(監査)

第12条 会員は、反社会的勢力を排除するための管理体制について、定期的に監査を実施しなければならない。

(本会及び警察等との連携・協力)

第13条 会員は、反社会的勢力の排除に関し、本会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。

2 会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。

(商品先物取引仲介業者への本規則の適用)

第14条 会員は、自らを所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に対し、本規則の規定（第5条から第8条を除く。）を遵守させるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

反社会的勢力照会制度の利用規約

(目的)

第1条 この規約は、会員が「反社会的勢力の排除に関する規則」第7条第1項に定める照会制度（以下「照会制度」という。）を利用する場合に関し、同規則第7条第2項に基づいて、必要な事項を定める。

(照会制度の利用)

- 第2条** 会員が照会制度を利用しようとするときは、照会制度の利用に関する担当責任者を定め、所定の利用申込書を本会に提出しなければならない。
- 2 本会は、前項の利用申込書を提出した会員に対して、照会制度を利用するために必要な情報を通知するとともに、照会制度の利用に係る手引き（以下「手引き」という。）を交付する。
- 3 照会制度を利用する会員（以下「利用会員」という。）は、前項の手引きに則り、照会制度を利用しなければならない。
- 4 利用会員は、本会から提供を受けた反社会的勢力の該当性に関する情報（以下「該当性情報」という。）について、以下の点を十分に理解した上で、照会制度を利用するものとする。
- (1) 過去の該当性情報である場合には、現在における該当性情報ではないこと。
 - (2) 現在の該当性情報である場合には、将来に亘り保証されるものではないこと。
 - (3) 該当性情報は、注意喚起のための参考情報であり、直接的な該当性を示すものではないこと。
 - (4) 利用会員が該当性情報を用いて行う一切の行為について、本会は何らの責任を負うものではないこと。
- 5 利用会員は、照会制度の利用に関する担当責任者を変更したとき、遅滞なく、所定の変更届を本会に提出しなければならない。

(照会に対する回答)

- 第3条** 本会は、「反社会的勢力の排除に関する規則」第7条第1項に定める顧客に関する利用会員からの1度目の照会（以下「1次照会」という。）に対して、本会が全国暴力追放運動推進センターから提供を受けたデータに照らし、速やかに、結果を回答する。
- 2 利用会員は、1次照会に対する本会の回答によって、反社会的勢力に該当する疑いがあるときは、当該顧客に関し、本会に対して2度目の照会（以下「2次照会」という。）を行うことができる。
- 3 本会は、2次照会がなされたときは、全国暴力追放運動推進センターへ出向いて当該顧客に関する照会を行い、同センターからの回答を当該利用会員へ通知するものとする。

(照会に係る費用)

- 第4条** 1次照会に係る費用は、無償とする。
- 2 利用会員は、本会に2次照会をしたときは、回答の受領後10日以内に、1回につき1,000円を本会に納めなければならない。

(該当性情報の取扱い)

- 第5条** 利用会員は、該当性情報を「反社会的勢力の排除に関する規則」第1条に定める目的（金融商品取引法第43条の2の2に定める商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を含む。）以外に利用してはならない。
- 2 利用会員は、個人情報保護に関する法令等並びに本会の定める諸規則及び本規約に従い、該当

性情報を適正に取り扱わなければならない。

- 3 利用会員は、該当性情報を、外部に流出させ、又は第三者に悪用されることのないよう厳重に管理しなければならない。
- 4 利用会員は、該当性情報を、自社においてのみ利用することとし、当該情報を複製し、第三者に提供してはならない。
- 5 利用会員は、該当性情報の利用環境へのウイルス感染、不正侵入等を防止するため、セキュリティの確保を徹底しなければならない。
- 6 利用会員は、前項のウイルス感染等のほか、該当性情報が不正に利用された疑いがあるなど、事件又は事故が発生した場合には、速やかに本会に連絡し、事実関係の解明及びセキュリティの確保等に当たらなければならない。

(利用の停止等)

- 第6条** 本会は、前条第6項の事件又は事故が発生したときは、その原因等が判明し、適切な照会制度の利用状況が回復するまでの間、当該利用会員による照会制度の利用を停止することができる。
- 2 本会は、利用会員が本規約及び手引きに違反した場合、適切な照会制度の利用状況が確認できるまでの間、当該利用会員による照会制度の利用を停止することができる。
 - 3 第1項及び第2項の場合、本会は、当該利用会員に対して報告若しくは資料の提供を求め、又は調査することができる。
 - 4 利用会員は、前項の本会が行う調査等に対して、全面的に協力しなければならない。

附 則

この利用規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第5条第1項を改正。

反社会的勢力の排除に係る取組みについて

平成24年3月14日理事会決議
日本商品先物取引協会

暴力団をはじめとする反社会的勢力の排除に係る取組みについては、平成4年3月の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）の施行により、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制や暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間団体の活動を促進する措置等が講じられ、平成19年6月には、政府において、反社会的勢力の排除に係る取組みを一層推進するよう、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を策定し、公表した。

また、昨年10月には、暴力団の影響力を排除することにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団排除条例が全ての都道府県において施行されるに至っている。

本会の会員である商品先物取引業者においては、これまでも様々な取組みが推進されてきたところであるが、このような社会情勢を踏まえ、本会では、会員及び会員と提携する商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）の行う商品デリバティブ取引等への社会的信頼を維持し、商品先物取引業務の適切性及び健全性を確保するとともに、会員等が反社会的勢力の排除に積極的に取り組み、反社会的勢力の不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶するため、会員等に対し、下記の原則に則した実効性のある対応を求め、かつ、本会としてこれを支援することにより、反社会的勢力と断固として対決していくことを、ここに宣言する。

記

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶すること。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこと。
3. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わないこと。
4. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わないこと。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、警察その他の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築すること。

以上